

### 【別表-3】下水道への排除基準

単位は温度、pH、ダイオキシン類を除き全てmg/lです。

令和元年11月現在

	No	処理可能な項目	処理困難な項目	項目	基準値	特定事業場			全ての事業場		
						日平均排水量					
						50 m <sup>3</sup> 未満	30 m <sup>3</sup> 以上～ 50 m <sup>3</sup> 未満	50 m <sup>3</sup> 以上	50 m <sup>3</sup> 未満	50 m <sup>3</sup> 以上	
生活環境項目等	1			温度	45℃未満(40℃未満)						
	2	1		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)						
	3	2		ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5以下					
					動植物油脂類	30以下					
	4			よう素消費量	220未満						
	5	3		生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満(300未満)						
	6	4		浮遊物質(SS)	600未満(300未満)						
	7	5		窒素含有量	240未満(150未満)						
8	6		りん含有量	32未満(20未満)							
有害物質	9	7		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満(125未満)						
生活環境項目等	10		1	フェノール類	5以下						
	11		2	銅及びその化合物	3以下						
	12		3	亜鉛及びその化合物 ※	2以下						
	13		4	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下						
	14		5	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下						
	15		6	クロム及びその化合物	2以下						
有害物質	16		7	カドミウム及びその化合物	0.03以下						
	17		8	シアン化合物	1以下						
	18		9	有機りん化合物	1以下						
	19		10	鉛及びその化合物	0.1以下						
	20		11	六価クロム化合物	0.5以下						
	21		12	ひ素及びその化合物	0.1以下						
	22		13	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下						
	23		14	アルキル水銀化合物	検出されないこと						
	24		15	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下						
	25		16	トリクロロエチレン	0.1以下						
	26		17	テトラクロロエチレン	0.1以下						
	27		18	ジクロロメタン	0.2以下						
	28		19	四塩化炭素	0.02以下						
	29		20	1・2-ジクロロエタン	0.04以下						
	30		21	1・1-ジクロロエチレン	1以下						
	31		22	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下						
	32		23	1・1・1-トリクロロエタン	3以下						
	33		24	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下						
	34		25	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下						
	35		26	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06以下						
	36		27	2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)	0.03以下						
	37		28	S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2以下						
	38		29	ベンゼン	0.1以下						
	39		30	セレン及びその化合物	0.1以下						
	40		31	ほう素及びその化合物	海域以外が放流先	10以下					
					海域が放流先	230以下					
	41		32	ふっ素及びその化合物	海域以外が放流先	8以下					
					海域が放流先	15以下					
	42		33	ダイオキシン類	10pg-TEC/l以下						
43		34	1・4-ジオキサン	0.5以下							

## 備考

- 1  は、**直罰基準**になることを示します。
- 2  は、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油処理業に属するもの」である事業所に対しては、**直罰基準**として適用することを示します。
- 3  は、除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければならないことを示します。**(除害施設の設置基準等)**  
基準値を超える場合、「水質の改善」及び「公共下水道の使用中止」の命令の対象となります。
- 4 表の基準値で（ ）内の数字は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排除される汚水の合計量が、その処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、もしくはその処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるとき、前述の業種に対し適用される基準値です〔**令第9条の5第2項**及び**令第9条の11第2項**〕。
- 5 特定施設のうち、旅館業の用に供する厨房施設、洗濯施設及び入浴施設（温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く）（特定施設番号第66号の3）には、下水の排出の基準値が適用されません〔**令第9条の2**〕。
- 6 ※は、「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」附則第2条より、平成28年12月11日から令和3年12月10日までは暫定基準の**5以下**が適用されます。ただし、金属鉱業、電気めっき業、下水道業（金属鉱業または電気めっき業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって一定の条件に該当するものに限る。）の業種だけです。
- 7 No. 7, No. 8, No. 9, No. 16, No. 39, No. 40, No. 41 についての直罰に係る基準は、業種又は施設により定められた期間内で暫定基準があります。
- 8 No. 1, No. 2, No. 3, No. 4 については、終末処理場が設置されているか否かに関わらず、下水道施設の機能保全の観点から、**法第12条**に基づき、条例により基準値を定めます。
- 9 No. 9 は特定事業場の場合、条例で基準を定めると、排水量に関わらず直罰の対象となります（**法第12条の2第3項**、**第5項**、**令第9条の6第1項**）。
- 10 No. 2, No. 3, No. 5, No. 6, No. 7, No. 8 について排水量 50 m<sup>3</sup>/日以上で特定事業場の場合は条例で基準を定めると直罰の対象となります（**法第12条の2第3項**、**第5項**、**令第9条の6第1項**）。
- 11 No. 7, No. 8 は、下水道からの放流水に窒素、リンの排水基準が適用される場合にのみ、下水排除基準が適用されます（**令第9条の5第1項**）。
- 12 No. 7, No. 8 は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の2倍（製造業は1.25倍）が条例で定める下水排除基準の限度となる（**令第9条の5第1項**）。
- 13 No. 9 は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の3.8倍（製造業は1.25倍）が条例で定める下水排除基準の限度となります（**令第9条の5第1項**）。
- 14 No. 25 は、特定事業場の基準値です。